

2020年5月1日
日本共済株式会社

お客さま各位

新型コロナウイルスに関する特別措置のお知らせ（第2報）

新型コロナウイルス感染症によりご契約者さまが影響*を受けられた場合、居住地域を問わず、更新契約の手続きや保険料のお支払いを猶予する取り扱いを以下の通り行います。

※ご契約者さまが新型コロナウイルスに感染、または感染の疑いにともない自宅待機をされている場合、感染防止を目的として代理店との対面をご希望されない場合、ご契約の代理店（不動産会社）が休業や業務縮小している場合などにより、通常のご契約手続きが困難となるような影響を受けられた場合をいいます。

記

●更新契約の締結手続猶予

2020年3・4月に満期を迎えるお客さまは、お申し出により更新契約の締結手続を一定期間猶予できるものとします。

(今回追加)5・6月に満期を迎えるお客さまにつきましても、お申し出により更新契約の締結手続を一定期間猶予できるものとします。

特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルよりお問い合わせください。

お客様相談室 フリーダイヤル：0120-936-269（受付時間：平日9：00～18：00）

以上